

(8) 土地改良事業補助金交付要綱

土地改良事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、農業の生産基盤の整備等を図るため、土地改良事業を行う者（以下「事業主体」という。）が土地改良事業に要する経費について、当該事業主体に対し、予算の範囲内において土地改良事業補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(事業主体)

第2 この要綱で「事業主体」とは次に掲げる者をいう。

- (1) 市町村
- (2) 土地改良区及びその連合体
- (3) 農地中間管理機構
- (4) その他知事が適当と認める者

(交付の対象事業等)

第3 土地改良事業補助金の交付対象となる事業の種類、経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 規則第3条第2項の規定により、補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 経費の配分及び事業計画の概要
- (2) 収支予算書
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかになった場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りではない。

(交付決定前の着手)

第5 事業主体は原則として、規則第4条に基づく通知を受けて事業を行うものとするが、やむを得ない事情がある場合には、別記様式第2号により、その旨を知事に届出たうえで、事業に着手することができる。ただし、国の補助を受けて実施する事業にあっては、当該事業について国の定める実施要綱等に、交付決定前着手を認める規定があるものに限る。

(交付の条件)

第6 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分を変更する場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる変更以外の変更にあっては、

この限りでない。

- (1) 別表の事業の種類欄に掲げる(1)、(2)、(3)の①、(3)の③、(4)、(6)、(8)、(11)及び(21)の事業
 - イ 地区ごとの事業費の増額又は減額
 - ロ 地区ごとに次に掲げる変更
 - (イ) 事業の中止又は廃止
 - (ロ) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合
- (2) 別表の事業の種類欄に掲げる(3)の②、(5)、(7)及び(20)の事業
 - イ 地区ごとの事業費の増額又は減額
 - ロ 地区ごとに次に掲げる変更
 - (イ) 経費の配分の変更
 - a 県費かさ上げ補助率の異なる工種を含む事業地区については、県補助金額の増減
 - b 工事費のうち費目区分欄に掲げる経費の相互間の30%を超える増減
 - (ロ) 事業の内容の変更
 - a 工種別の事業量の30%を超える増減
 - b 工種の新設、変更又は廃止
 - (ハ) 事業の中止又は廃止
 - (ニ) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合
- (3) 別表の事業の種類欄に掲げる(9)、(15)及び(18)の事業
 - イ 地区ごとの事業費の増額又は減額
 - ロ 地区ごとに次に掲げる変更
 - (イ) 事業の内容の変更
 - a 工種別の事業量の30%を超える増減
 - b 工種の新設、変更又は廃止
 - (ロ) 事業の中止又は廃止
 - (ハ) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合
- (4) 別表の事業の種類欄に掲げる(10)の事業
 - イ 地区ごとの事業費の増額又は減額
 - ロ 地区ごとに次に掲げる変更
 - (イ) 経費の配分の変更
 - a 事業費のうち経費区分欄に掲げる経費の相互間の30%を超える増減
 - (ロ) 事業の中止又は廃止
 - (ハ) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合
- (5) 別表の事業の種類欄に掲げる(12)の事業
 - イ 地区ごとの事業費の増額又は減額
 - ロ 地区ごとに次に掲げる変更
 - (イ) 経費の配分の変更
 - a 県費のかさ上げ補助率の異なる工種を含む事業地区については、県補助金額の増減
 - (ロ) 事業の内容の変更
 - a 工種別の事業量の30%(30%に相当する額が400万円以下の場合は400万円)を超える増減
 - b 工種の新設、変更又は廃止
 - (ハ) 事業実施主体の変更
 - (ニ) 地区相互間の間接補助金の額の流用
 - (ホ) 事業の中止又は廃止
 - (ヘ) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合

- (6) 別表の事業の種類欄に掲げる(13)の事業
 - イ 地区ごとの事業費の増額又は減額
 - ロ 事業内容の変更
 - ハ 事業の中止又は廃止
- (7) 別表の事業の種類欄に掲げる(14)の事業
 - イ 地区ごとの事業費の増額又は減額
 - ロ 地区ごとに次に掲げる変更
 - (イ) 経費の配分の変更
 - a 事業費のうち費目区分欄に掲げる経費の相互間の30%を超える増減
 - (ロ) 事業の内容の変更
 - a 操作体制人員配置の変更
 - b 費目区分欄に掲げる経費の新設、変更又は廃止
 - (ハ) 事業の中止又は廃止
 - (ニ) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合
- (8) 別表の事業の種類欄に掲げる(16)①の事業
 - イ 事業主体の変更
 - ロ 地区相互間の間接補助金の額の流用
 - ハ 地区ごとに次に掲げる変更
 - (イ) 工種別の事業量の30%(30%に相当する額が500万円以下の場合は500万円)を超える増減
 - (ロ) 工種の新設、変更又は廃止
 - (ハ) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合
- (9) 別表の事業の種類欄に掲げる(16)②の事業
 - イ 調査地域ごとに事業費の30%(30%に相当する額が400万円以下の場合は400万円)を超える増減
 - ロ 調査地域の変更
 - ハ 調査項目の変更又は廃止
 - ニ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合
- (10) 別表の事業の種類欄に掲げる(17)の事業
 - イ 地区ごとの事業費の増額又は減額
 - ロ 地区ごとに次に掲げる変更
 - (イ) 地域内農地集積型と高収益作物転換型の相互間の額の流用
 - (ロ) 事業類型の変更
 - a 地域内農地集積型から高収益作物転換型への変更
 - (ハ) 事業主体の変更
 - (ニ) 事業の中止又は廃止
 - (ホ) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合

(交付申請の取下げ)

第7 規則第7条の規定により交付申請を取下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第8 規則第10条の規定による報告は、補助金の交付決定のあった年度の各四半期(第4・四半期を除く。)の末日現在において、別記様式第4号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月15日までに知事に提出するものとする。

(実績報告)

第9 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第5号によるものとし、その提出期限は事業完了の日から、1ヶ月を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い日（事業主体に対し補助金の全額が前金払又は概算払で交付された場合は翌年度の4月20日）とする。

2 前項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 経費の配分及び事業実績の概要
- (2) 収支精算書
- (3) 各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書のいずれか
- (4) 財産管理台帳
- (5) 補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものについては、必要書類
- (6) その他知事が必要と認める書類

3 第4第3項ただし書により交付の申請をした事業主体は、第1項の補助事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第4第3項ただし書により交付の申請をした事業主体は、第1項の補助事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第6号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合にあっては、その状況等について、額の確定のあった日の翌年6月15日までに、知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10 知事は、規則第12条第1項の規定により実績報告を受けた場合には、補助事業実績報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、事業主体に通知するものとする。

2 前項の審査及び現地調査等は、経済商工観光部、農政部及び水産林政部補助事業確認調査要綱（平成13年4月1日施行）により実施するものとする。

(補助金の交付方法)

第11 知事は、第10第1項に規定する補助金の額の確定後において補助金を交付するものとする。ただし、知事は、事業の遂行上必要があると認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払又は前金払により交付することができるものとし、その請求は、別記様式第7号によるものとする。

(補助金の経理)

第12 事業主体は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して当該事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 事業主体は、前項の収入及び支出について、規則第20条に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了又は廃止の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

(財産の管理等)

第 13 事業主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、当該事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第 14 規則第 21 条第 2 号及び第 3 号の規定により処分の制限を受ける財産は、それぞれ 1 件の取得価格が 50 万円以上(昭和 45 年以前の予算に係る補助事業により取得したものにあっては、5 万円以上) のものとする。

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）第 5 条により定める処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

3 事業主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

4 前項の承認については、第 13 第 2 項の規定を準用する。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第 15 事業主体（市町村に限る。）は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第 6 から第 14 までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

(書類の経由等)

第 16 この要綱により知事に提出する書類は、事業主体の住所地を所管区域とする地方振興事務所を経由するものとし、その提出部数は各 1 部とする。ただし、別表の事業の種類の欄に掲げる（7）、（8）、（12）、（14）から（21）の事業については、事業主体の住所地が地域事務所の事業担当区域にある場合は、地域事務所に提出するものとする。

附 則

1 この要綱は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行し、昭和 57 年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に当該補助金にも適用するものとする。

附 則

この要綱は、昭和 58 年 4 月 4 日から施行し、昭和 58 年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、昭和 58 年 10 月 17 日から施行し、昭和 58 年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、昭和 61 年 3 月 22 日から施行し、昭和 60 年度予算に係る補助金に適用する。

ただし、既に補助金交付申請書等が知事に提出されている場合には、従前の例による。

附 則

この要綱は、昭和 61 年 4 月 21 日から施行し、昭和 61 年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、昭和 61 年 10 月 6 日から施行し、昭和 61 年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、昭和 62 年 4 月から施行する。ただし、第 3 中別表（2）の改正規定（別表（2）中、農村基盤総合整備事業の項交付の対象欄中 2、4、6 及び 8 を除く。）は昭和 62 年 3 月 19

日から施行し、昭和 61 年度予算に係る補助金から適用する。

(暫定措置)

- 2 改正後の土地改良事業補助金交付要綱の別表（１）に掲げる事業のうち、別表（２）に掲げる事業の補助率については、別表（１）の規定にかかわらず、当分の間、別表（２）のとおりとする。

(農業用ため池整備事業補助金交付要綱の廃止)

- 3 農業用ため池整備事業補助金交付要綱（昭和 57 年 4 月 1 日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、昭和 62 年 8 月 24 日から施行し、昭和 62 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 62 年 12 月 14 日から施行し、昭和 62 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。ただし、様式第 4 号の改正規定については、昭和 63 年 3 月 25 日から施行し、昭和 62 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 63 年 12 月 1 日から施行し、昭和 63 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成元年 3 月 1 日から施行し、平成元年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 2 年 10 月 5 日から施行し、平成 2 年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から施行し、平成 3 年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 6 年 5 月 31 日から施行し、平成 6 年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 8 年 8 月 1 日から施行し、改正後の土地改良事業補助金交付要綱の規定は、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱は、平成 8 年度予算に係る補助金から適用し、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 10 年 5 月 20 日から施行し、改正後の土地改良事業補助金交付要綱の規定は平成 10 年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、平成 10 年度予算に係る補助金から適用し、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に適用する。
- 3 農用地等集団化事業補助金交付要綱（平成元年 8 月 30 日付け）は廃止とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 12 年 4 月 17 日から施行し、平成 12 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 13 年 3 月 29 日から施行し、平成 12 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 13 年 5 月 25 日から施行し、平成 13 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 14 年 4 月 26 日から施行し、平成 14 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 15 年 4 月 25 日から施行し、平成 15 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行し、平成 16 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

- 3 基幹水利施設管理事業補助金交付要綱（平成 8 年 10 月 1 日付け）は廃止とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 16 年 10 月 18 日から施行し、平成 16 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 2 日から施行し、平成 19 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 10 月 12 日から施行し、平成 19 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 3 月 28 日から施行し、平成 20 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、平成 20 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 10 月 15 日から施行し、平成 21 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、平成 22 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 12 月 17 日から施行し、平成 22 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 2 月 1 日から施行し、当該補助金に係る平成 23 年度予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 2 日から施行し、平成 24 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 村づくり交付金交付要綱（平成 17 年 4 月 1 日付け）は廃止とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 12 月 10 日から施行し、平成 24 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 2 月 26 日から施行し、平成 24 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 10 月 4 日から施行し、平成 25 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 12 月 1 日から施行し、平成 26 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 6 月 19 日から施行し、平成 27 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 5 月 13 日から施行し、平成 28 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、平成 29 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行し、令和元年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、令和2年2月14日から施行し、令和元年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、令和2年9月1日から施行し、令和2年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月9日から施行し、令和3年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、令和4年10月3日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月3日から施行し、令和5年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

交付の対象となる事業の種類及び補助率

別表

事業の種類	事業主体	交付の対象	補助率		特記事項
			国	県	
(1) 農業農村整備実施計画策定事業	市町村及び市町村以外	農地整備事業等の実施計画策定に必要な諸条件の調査、計画及び設計	50	50	
(2) 農業集落排水事業	市町村及び市町村以外	1 施設等の整備又は改築	51	50	※1%の県補助分は、農業集落排水整備推進交付金として事業完了後に交付される。
		2 施設等の調査及び計画の策定	50	50	
		3 最適整備構想の策定	定額	定額	
(3) 農村集落基盤再編・整備事業					
①集落基盤整備事業	市町村及び市町村以外	農業生産基盤及び農村生活環境の整備・再編	64	50	14 ※農業生産基盤
	市町村及び市町村以外		51	50	1 ※農村生活環境
	市町村及び市町村以外	中山間地域における農業生産基盤及び農村生活環境等の一体的な整備等	69	55	14 ※農業生産基盤
	市町村		56	55	1 ※農村生活環境
③実施計画策定事業	市町村及び市町村以外	1 中山間地域総合整備事業			
	市町村	2 集落基盤再編事業	50	50	
(4) 農地整備事業（通作条件整備） 保全対策型（基幹農道、一般農道）	市町村	既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図る保全対策のほか、緊急対策	50	50	※土地改良法に基づき実施する場合は県が1%を負担する。
(5) 農地防災事業					
① ため池等整備事業	市町村及び市町村以外	ため池整備工事、用排水施設整備工事	73 68	55 50	18 18 ※上段は中山間等地域に適用
	市町村	農業用河川工作物（頭首工、水門、樋門、樋管、橋梁等）の整備補強、撤去又は撤去に伴う整備。ただし、総事業費が5,000万円以上1億円未満のもの	92	50	42
(6) 地域用水環境整備事業	市町村及び市町村以外	農業用河川工作物（頭首工、水門、樋門、樋管、橋梁等）の整備補強、撤去又は撤去に伴う整備。ただし、総事業費が800万円以上5,000万円未満のもの	82	50	32
	市町村及び市町村以外	1 地域用水等事業			
	市町村	2 歴史的施設保全事業	50	50	※土地改良法に基づき実施する場合は県が1%を負担する。
(7) 水利施設等整備事業					
① 基幹水利施設保全型	市町村及び市町村以外	1 国営及び県営事業で造成された農業用排水施設等に関する機能保全計画の策定	64	50	14
	市町村	2 国営及び県営造成施設に係る機能保全計画等に基づく対策工事	64	50	14
	市町村	3 国営及び県営造成施設において発生した突発的事故に対する緊急補修工事	64	50	14
	市町村	4 2に必要な調査及び実施計画の策定	64	50	14
② 地域農業水利施設保全型		1 団体営事業等で造成された農業用排水施設等に関する機能保全計画の策定	64	50	14
	市町村及び市町村以外	2 団体営造成施設等に係る機能保全計画等に基づく対策工事	69 64	55 50	14 14 ※上段は中山間等地域に適用 ※ただし、令和元年度以前に採択された継続地区については、令和2年度に限り、事業主体と協議の上、採択時の補助率を適用することができる。
	市町村	3 団体営造成施設等において発生した突発的事故に対する緊急工事	69	55	14
	市町村	4 2に必要な調査及び実施計画の策定	64	50	14

農山村地域整備交付金

事業の種類	事業主体	交付の対象	補助率		特記事項
			国	県	
(8) 土地改良区体制強化事業	宮城県土地改良事業 団体連合会	1 施設・財務管理強化対策	100以内 定額	50以内 50以内	※上段は市町村単位の合併モデル構築、株式会社協記会社に関する巡回指導及び会計の専門家の配置にかかるものに摘要。
		2 受益農地管理強化対策			
		3 統合整備強化対策			
		4 研修・人材育成			
	宮城県土地改良事業 団体連合会	イ 技術実践向上研修	100以内	50以内	50以内
		ロ 基幹水利施設保全管理技術向上研修			
		ハ 財務・会計実践向上研修			
		ニ 換地等技術向上研修			
		ホ 基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修			
			定額		
(9) 農業競争力強化基盤整備事業	① 農地整備事業に係る実施計画等の策定 (経営体育成促進換地等調整)	地区内農地等状況調査、農用地集約化促進基本計画作成、従前地面積測定、合意形成促進、地区内アンケート調査、地区内ゾーン設定調整、地域営農構想作成、経営体育成方針作成、創設農用地・増資換地調整、非農用地換地関係調整、交換分合基準含み換地調整、換地設計基準作成、換地計画素案作成、経営体育成換地調整	55 50 (62.5)	55 50 (62.5)	※上段は中山間等地域に適用 ※() 内は農地中間管理機構関連に適用
		1 農村環境現況調査	50	50	
		2 農村環境計画の策定			
		農業用排水施設等に関する機能保全計画の策定	定額	定額	
		国営造成施設及び県営造成施設に係る機能保全計画等に基づく対策工事	68	50	※基幹水利施設管理事業と一体的に実施するものに適用
		小水力・太陽光等発電施設に係る調査設計費のうち案件形成、概略設計、協議・手続き及び都道府県協議会支援	定額	定額	
	② 小水力等再生可能エネルギー導入推進事業	P C B廃棄物処理に伴う収集・運搬に要する経費	50	50	
(10) 土地改良施設 P C B廃棄物処理促進対策事業	① 調査計画事業	1 農村地域防災減災総合計画策定等	50	50	※令和7年度まで定額
		(1) 農村地域防災減災総合計画策定			
		(2) 地域排水機能強化計画策定			
		(3) 安全度評価			
		(4) 防災情報管理システム整備計画策定			
		(5) 地域危機管理整備計画策定			
	② 特定農業用排水路等特別対策事業	1 石綿等が使用されている農業用排水路の撤去及びこれと一体的に行う農業用排水路の変更	73	55	18
		2 1 の農業用排水路と一体となって機能を発揮する農業用排水路の変更	68	50	18
		3 石綿等が使用されている土地改良施設（農業用排水路を除く。）の石綿等の除去及びこれと一体的に行う当該土地改良施設の変更			
		1 実施策定計画等	定額	定額	※令和12年度まで定額
		(1) ため池緊急防災対策情報整備			
		(2) 実施計画策定			
		2 監視・管理体制の強化			
	③ 防災重点農業用ため池緊急整備事業	3 ため池総合整備工事（一般整備型）	76	55	21
		4 安全施設の整備	71	50	21
			76	55	21
			71	50	21
		1 ため池総合整備工事（一般整備型）	76	55	21
		2 ため池総合整備工事（地震・豪雨対策型）	76	55	21
(11) 農村地域防災減災事業	市町村	3 ため池群整備工事	76	55	21
			71	50	21
			71	50	21

事業の種類	事業主体	交付の対象	補助率		特記事項
			国	県	
(12) 農村地域防災減災事業					
④ 農業水利施設危機管理対策事業	市町村及び市町村以外	農業水利施設への転落等による被害の防止を図るための安全施設の整備	76 71	55 50 21	※上段は大規模なもの又は中山間等地域に存在するもの及び緊急性が高いものに適用 21
(13) 基幹水利施設管理事業	市町村	農林水産大臣から管理委託された基幹水利施設で流域治水プロジェクト等に位置づけられた施設の管理に要する費用	63.3333以内 34.3333	30.3333 30.3333 1	※下段はH23年度以降新規地区に適用 1
(14) 水利施設管理強化事業		2 農林水産大臣から管理委託された基幹水利施設で1以外の施設の管理に要する費用	60以内 31	30 30 1	※下段はH23年度以降新規地区に適用 1
国庫補助事業	市町村	農業水利施設の多面的機能の発揮に対する支援	75 51	50 50 25 1	※同窓造成施設等管理体制整備促進事業より移行したものであり、下段はH19年度以降新規採択地区に適用 25 1
	市町村及び市町村以外	省エネルギー化推進計画に位置づけられた農業水利施設の管理に要する費用	定額	定額	
	市町村及び市町村以外	水利施設で生じた突発事故の現地仮復旧及び機能回復を行う復旧工事に要する経費	76 71	55 50 21 21	※上段は中山間等地域に適用 21
	市町村及び市町村以外				
(16) 農村整備事業					
① 農業集落排水施設整備事業	市町村及び市町村以外	1 施設等の整備又は改築	51	50 1	※1%の国補助分は、農業集落排水整備推進交付金として事業完了後に交付される。 1
	市町村及び市町村以外	2 施設等の調査及び計画の策定	50	50	
	市町村及び市町村以外	3 農業集落排水施設における最適整備構想及び維持管理適正化計画の策定	定額	定額	
(17) 農地耕作条件改善事業					
① 定率助成	市町村及び市町村以外	農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道等、農地造成、農用地の保全、営農環境整備支援、スマート農業導入支援のうちGNSS基地局整備、小規模園地整備（盛土、国内道、その他）	69 64	55 50 14 14	※上段は中山間等地域に適用 14
	市町村以外	スマート農業導入支援のうちGNSS基地局整備以外、管理省力化支援、品質向上支援、条件改善促進支援、高収益作物導入支援、機械作業体系導入支援、労働生産性向上技術導入支援、指導	55 50	55 50	
② 定額助成	市町村及び市町村以外	田又は畑の区画拡大、暗渠排水、湧水処理、末端圃地かんがい施設、客土、除畦、更新整備（用水路、排水路、農作業道等）条件改善推進費、高収益作物転換推進費、新植・改植支援、幼木管理支援、経営継続発展支援（六畜の育成支援、代替農地での営農支援、省力技術研修支援）、園芸作物モデル産地形成支援	定額	定額	
(18) 農業水路等長寿命化・防災減災事業					
① 長寿命化対策	市町村及び市町村以外	1 長寿命化対策に資する農業用排水施設等の整備	69 64	55 50 14 14	※上段は中山間等地域に適用口 14
	市町村以外	2 施設の長寿命化対策に必要な諸条件について行う調査、その計画の策定等	定額	定額	
② 防災減災対策	市町村及び市町村以外	1 早急に整備を要するため池の新設、変更、新設を併せ行う廃止、ため池の廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、下流水路の整備又は管理施設の整備	73 68	55 50 18 18	※上段は中山間等地域に適用 18
	市町村及び市町村以外	2 施設の防災減災対策に必要な諸条件について行う調査、その計画の策定等	定額	定額	
	市町村及び市町村以外	3 ため池の廃止			
③ ため池の保全・避難対策	市町村及び市町村以外	施設の監視・管理体制の強化、ハザードマップの作成、減災対策の実施	定額	定額	※ただし、令和13年度以降の国補助率は50%

事業の種類	事業主体	交付の対象	補助率		特記事項
			国	県	
(19) 農道整備事業	市町村	地域再生法に基づき、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化及び生活環境の整備のための基盤となる施設のうち地方版総合戦略に位置付けられた農道の整備	50	50	
(20) 土地改良施設機能診断事業	市町村及び市町村以外	1 設備ごとの劣化度合いを評価し、施設診断カルテと整備補修年次計画の作成 2 1に併せて、土地改良施設の長寿命化を図る小規模な整備補修工事の実施	30以内	30以内	※事業主体が市町村以外の場合は市町村が県と同等の負担を条件とする。
(21) 県営造成施設管理体制整備促進事業	市町村	1 管理体制整備計画の作成・更新及び管理体制整備の推進活動（管理体制整備推進事業） 2 管理体制の整備及び強化に対する支援（管理体制整備強化支援事業）	50以内	50以内	

【備考】

- ① 「補助率」欄の数値単位はパーセント（％）。
- ② 「県単独事業」に関する県の補助金について、補助対象事業ごとに1地区当たりの補助金額が50万円未満となる場合は補助対象外。
- ③ （4）農地整備事業（通作条件整備）及び（6）地域用水環境整備事業を土地改良法に基づき団体営で実施する場合は、土地改良法第126条の規定により県は1％補助する。

別記様式第 1 号（第 4 関係）

年度土地改良事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事 ○○○○ 殿

住所
氏名又は名称及び代表者名
地区名（○○○地区）

年度において、下記のとおり（ここに別表の事業の種類を記載）を実施したので、土地改良事業補助金交付要綱第 4 の規定に基づき、金 円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

3 添付書類

- （1） 経費の配分及び事業計画の概要（別紙第 1）
- （2） 収支予算書（別紙第 2）
- （3） 市町村の補助金交付規程又は要綱（間接交付を行う場合に限る）
- （4） その他知事が必要と認める書類

4 事業の完了予定 年 月 日

（注） 金額の記載は 1 行に収めること

経費の配分及び事業計画の概要

事業名	地区名 (事業主体)	〇〇地区 (〇〇市町村)		施行年度	年度～年度		備考										
		総事業量	事業量		事業費	事業量		事業費									
									事業量	事業費							
費目	工種	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費
工事費			円		円		円		円		円		円		円		円
純工事費																	

- (注)
- 1 工種欄には、純工事費の工種のダム、ため池、頭首工、揚（排）水機場、用（排）水路、隧道、橋梁、農地保全等を記載し、総合事業にあつては農業用排水、暗渠排水、農道、客土、区画整理、農用地造成、農地保全施設等を記載すること。
 - 2 備考欄には、当該地区の受益面積、当該年度の工事の着手及び完了の予定年月並びに事業の完了後の施設の予定管理者を記載するとともに、事業主体ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
 - 3 実績報告書に添付する際は、「経費の配分及び事業計画の概要」を「経費の配分及び事業実績の概要」と置き換えること。

経費の配分及び事業計画の概要

- (1) 事業の名称
 (2) 事業主体名
 (3) 地区の名称
 (4) 事務所の所在地
 (5) 事業計画の概要

費 目	事 業 費	事業期間	自 年 月 日 至 年 月 日	摘 要
管 理 費	円	自 至		
整備費				
電力料				
管 理 諸 費				
合 計				

(6)経費の配分

費 目	事業費	国庫 補助金	県補助金	市町村費	土地改良区 その他	摘 要
管 理 費	円	円	円	円	円	
整備費						
電力料						
管 理 諸 費						
合 計						

(注) 実績報告書に添付する際は、「経費の配分及び事業計画の概要」を「経費の配分及び事業実績の概要」と置き換えること。

[illegible]

(注) 1 複数の地区（農地耕作条件改善計画）をまとめて交付申請する場合は、地区ごとに「計」欄で集計する。

- [illegible]

事業計画の概要

(単位:千円)

事業名	事業区分	事業内容	予算額
		実施(開催)予定 年 月～ 年 月	
合計			

- (注)
- 1 事業内容には実施(開催)予定年月も記載すること。
 - 2 実績報告書に添付する際は、「経費の配分及び事業計画の概要」を「経費の配分及び事業実績の概要」と置き換えること。
 - 3 予算額については、その積算根拠も添付すること。

収 支 予 算 書

区 分	事 業 費	国庫補助金 (A)	国 庫 補助率	県補助金 (B)	県 補助率	市町村費	土地改良区 その他	備 考
〇〇事業	円	円	%	円	%	円	円	
△△地区 (〇〇市町村)								
計								
補助金合計 (A) + (B)							円	

予算議決 (又は予算議決予定) 年 月 日

(注) 実績報告書に添付する際は、「収支予算書」を「収支精算書」と置き換えること

収 支 予 算 書

事業名

地区名

事業主体

（１）収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較		摘 要
			増	減	
	円	円	円	円	
国庫補助金					
県補助金					
市町村費					
土地改良区 その他					
合 計					

（２）支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較		摘 要
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

予算議決（又は予算議決予定） 年 月 日

（注） 実績報告書に添付する際は、「収支予算書」を「収支精算書」、「本年度予算額」を「本年度精算額」、「前年度予算額」を「本年度予算額」と置き換えること

別記様式第2号（第5関係）

年度土地改良事業補助金交付決定前着手届

番 号
年 月 日

宮城県知事 ○○○○ 殿

住所
氏名又は名称及び代表者名

別紙事業について、下記条件を了承の上、補助金交付決定前着手したいので、土地改良事業補助金交付要綱第5の規定に基づき、届出書を提出する。

記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業主体が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金交付決定を受けるまでの期間内においては、計画の変更は行わないこと。

別紙

- 1 事業の種類
- 2 地区名
- 3 事業主体
- 4 関係市町村
- 5 計画期間内の事業内容及び総事業費
- 6 当該年度の事業内容、事業費及び国費
- 7 着手予定年月日
- 8 完了予定年月日
- 9 交付決定前着手を必要とする理由

別記様式第3号（第6関係）

年度土地改良事業補助金計画変更承認及び変更交付申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事 ○○○○ 殿

住所
氏名又は名称及び代表者名
地区名（○○○地区）

年 月 日付け 第 号をもって交付決定された（ここに別表の事業の種類を記載）について、事業の内容等を下記のとおり変更したいので、土地改良事業補助金交付要綱第6の規定に基づき〔、金 円を追加交付されたく（、金 円の減額承認を受けたく）〕申請する。

記

- （注）1 金額の変更がない場合は〔 〕の部分を除くこと
2 記の記載は、別記様式第1号に準ずること
この場合において、同様式中の「事業の目的」を「変更の理由」と置き換え、添付書類については、交付申請時から、変更があったものに限り添付すること
その際、変更前後の内容を容易に比較対照できるように、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること

別記様式第 4 号（第 8 関係）

年度土地改良事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 ○○○○ 殿

住所
氏名又は名称及び代表者名
地区名（○○○地区）

年 月 日付け 第 号をもって交付決定された（ここに別表の事業の種類を記載）について、土地改良事業補助金交付要綱第 8 の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

1 事業着手： 年 月 日

2 事業の完了予定： 年 月 日

3 事業遂行状況

区 分	実施計画		出来高		進捗率	備考
	事業費 A	交付額	事業費 B	交付額	B / A	
	円	円	円	円	%	

(注) 「事業費B」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること

4 収支の状況

(1) 収入の部

区 分	予 算 額	収 入 済 額	収入未済額	備考
国庫補助金 県補助金 市町村費 土地改良区等費	円	円	円	
計				

(2) 支出の部

区 分	予 算 額	支 出 済 額	支出未済額	備考
	円	円	円	
計				

別記様式第 5 号（第 9 第 1 項関係）

年度土地改良事業補助金実績報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 ○○○○ 殿

住所
氏名又は名称及び代表者名
地区名（○○○地区）

年 月 日付け 第 号をもって交付決定（され、年 月 日付け 第 号をもって変更承認）された（ここに別表の事業の種類を記載）について、交付決定通知の内容に従い実施したので、土地改良事業補助金交付要綱第 9 第 1 項の規定に基づき、その実績を報告する。

（なお、併せて精算額金 円の交付を請求する。）

記

- （注） 1 記の記載は、別記様式第 1 号に準ずること
その際、変更前後の内容を容易に比較対照できるように、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること
なお、添付書類については次のとおり
（1）経費の配分及び事業実績の概要（別紙第 1）
（2）収支精算書（別紙第 2）
（3）各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書（別紙第 3）のいずれか
（4）財産管理台帳（別紙第 4）
（5）補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものについては、必要書類
（6）その他知事が必要と認める書類
- 2 変更承認を受けていない場合は（され、……）の部分を、精算払がない場合は（なお、……）の部分を除くこと
- 3 変更承認を複数回受けている場合は、その全てについて記載すること
- 4 精算払の請求がある場合は、金額の記載を 1 行に収め、余白に振込先を記載すること

※振込先記入例

金融機関名 （本店・○○○支店） （普通・当座） 口座番号
口座名義人 （口座名義人ヨミガナ）

年度

補助金調書

補助事業名	交付決定の額	補助率	事業主体名										備考	
			歳入			歳出								
			科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち補助金 相当額	支出 済額	うち補助金 相当額	翌年度 繰越額	うち補助金 相当額		
〇〇事業 △△地区 (〇〇市町村)	円	%		円		円		円		円		円		円

(注) 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること

別記様式第 6 号（第 9 第 4 項関係）

年度土地改良事業補助金消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 ○○○○ 殿

住 所
氏名又は名称及び代表者名
地区名（○○○地区）

年 月 日付け 第 号をもって交付決定された（ここに別表の事業の種類を記載）について、土地改良事業補助金交付要綱第 9 第 4 項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 1 5 条の補助金の額の確定額
金 円
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)

2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額
金 円

4 補助金返還相当額（3－2） 金 円

（注） 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること

なお、事業主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること

- ・消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）
- ・付表 2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3 の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・事業主体が消費税法第 6 0 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[

]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[

]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること

なお、事業主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること

- ・免税事業者の場合は、補助金事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助金事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
- ・事業主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第 7 号（第 11 関係）

年度土地改良事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

宮城県知事 ○○○○ 殿

住所
氏名又は名称及び代表者名
地区名（○○○地区）

年 月 日付け 第 号をもって交付決定された（ここに別表の事業の種類を記載）について、土地改良事業補助金交付要綱第 11 の規定に基づき、金円を下記のとおり概算払により交付されたく請求する。

記

区 分	事業費	補助金 ①	既受領額 ②	今回請求額		残 高 ①－(②＋④)	備 考
				金 額 ④≤①×③－②	○月○日迄 予定出来高 ③		
	円	円	円	円	%	円	
合 計							

概算払請求理由：

事 業 着 手： 年 月 日
事 業 完 了 予 定： 年 月 日

※振込先

金融機関名 （本店・○○○支店） （普通・当座） 口座番号
口座名義人 （口座名義人ヨミガナ）

（注）本文中における金額の記載は、1 行に収めること

財 産 管 理 台 帳

事業主体名

地区名		地区		事業実施年度			年度		事業名					事業		要 摘	
事業 区分	事業 種目	事業 主体	工種 構造 施設区分	内 容		工 期	工 着 年月日	竣 工 年月日	経 費	費 の 担 区 分				耐用 年数	処分制限 年 月 日		処 分 の 承 認 年 月 日
				施工箇所 又は 設置場所	事業量					国庫 補助金	県補助金	市町村費	その他				
									円	円	円	円					
	計																
	計																
	合 計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること
2 処分の内容欄に、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること
3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること
4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって代替可